

令和5年 鱒ヶ沢町農業委員会 第8回定例総会会議録

令和5年8月10日（木）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 11名

1番 木村 賢一 13番 對馬 孝
4番 木村 優仁 14番 工藤 清
5番 今 仁司
6番 神 秀穂
8番 三上 三樹
9番 佐藤 松子
10番 木村 暢子
11番 工藤 修二
12番 工藤 文信

◎欠席委員 2番 長谷川 貴輝 3番 大谷 大樹
 7番 神 文人

事務局	1. 開会 ただ今より令和5年第8回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中11名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議場	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命</p> <p>会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を9番の佐藤松子委員、10番の木村暢子委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>4. 諸般の報告</p> <p>諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号</p> <p>令和5年7月4日</p> <p>令和5年度 西つがる地区農業委員会連絡協議会役員会 場 所：つがる市役所3階 第2・3会議室 出席者：工藤清会長、木村賢一職務代理者 事務局 千島裕治事務局長</p> <p>報告第2号</p> <p>令和5年7月20日</p> <p>農地法第3条許可申請に係る事前調査会及び耕作放棄地の非農地認定に係る調査会 場 所：北浮田町字今須、大字建石町字雲雀野 出席者：木村賢一委員、今仁司委員、茶谷秀光推進委員、事務局（齊藤（正）、齋藤（和））</p> <p>詳細に関しては、次長の方からお願いします。</p> <p>それでは報告案件の2番について詳細を説明します。</p> <p>令和5年7月5日付けで農地の転用事実に関する照会が青森地方法務局五所川原支局よりありましたので、下記のとおり調査、報告しております。</p> <p>申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。</p> <p>土地の所在は建石町字雲雀野73番1 登記地目は畑 面積は2,040㎡外3筆となっております。</p> <p>この土地について、宅地に地目変更する申請があったことから、照会があったものです。</p> <p>調査については、7月20日に現地確認をしており、その調査員として、木村賢一委員、今仁司委員、茶谷秀光委員の3名に判断していただいております。</p> <p>申請者の代理人の立会いの下調査した結果、現地は数十年前から転用許可を受けることなく緑地帯となっており家が建っている状況にありました。</p> <p>今回の申請については、現地調査にあたった委員3名とも非農地であると判断いたしました。</p> <p>法務局には通知があった日から2週間以内に回答することとなっていることから、令和5年7月20日に非農地として回答しております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p>

議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第31号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

議案第32号 令和5年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査員設置要綱（案）について

以上3議案を上程致します。

6. 議案の審議

議案の審議に入ります。
 議案第30号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第30号の説明に入ります。4ページをお開き下さい。
 番号25番の詳細について説明します。

番号25番
 農地の所在 大字北浮田町字今須154番7
 地目 登記、現況ともに畑
 面積 1,614㎡
 外畑7筆、田2筆で合計面積は21,693㎡
 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
 あっせんによる売買であります。

このことについて、資料5頁をごらんください。
 法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。
 番号25番については、耕作放棄地であったが、所有権移転後について野菜等の栽培計画となっております。
 これらの土地について、7月20日に農業委員の木村賢一委員、今仁司委員、推進委員の茶谷秀光委員と事務局で現地を確認し、周辺農地の利用状況を確認しました。
 その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。
 以上です。

議長

ただいまの番号25番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせんに委員にあたった農地利用最適化推進委員の須藤正義委員より、結果報告をお願いします。

須藤 正義
 推進委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

議案第30号25番をご覧ください。
 譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の農地の所在 大字北浮田町字今須154番7

地目 登記、現況ともに畑

面積 1,614㎡

外畑7筆、田2筆で合計面積は21,693㎡

21,693㎡の移動に関して、令和5年7月6日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の工藤修二委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を50万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アール当たりでは、約2万3千円となります。

以上報告を終わります。

議長

それでは議案第30号について審議に入ります。

議案第30号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第30号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第30号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定しました。

事務局

続きまして議案第31号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

それでは、6ページの、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数	0件
----	----

地目別面積	田	0㎡
-------	---	----

	畑	0㎡
--	---	----

樹園地	0 m ²
計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	0 件	0 m ²
新規	4 件	32,777 m ²
計	4 件	32,777 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0 筆	0 m ²
3年から5年契約	3 筆	17,022 m ²
6年から9年契約	0 筆	0 m ²
10年以上の契約	4 筆	15,755 m ²
計	7 筆	32,777 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	4 名
借手農家	4 名

地目別面積

田	15,472 m ²
畑	17,305 m ²
樹園地	0 m ²
計	32,777 m ²

3. 総地目別面積

田	15,472 m ²
畑	17,305 m ²
樹園地	0 m ²
計	32,777 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0 名
受け手農家	0 名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして、詳細についてご説明致します。
7ページをお開き下さい。

番号154

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字西禿17番地3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,049 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃貸借 10a 当り1俵（玄米）で契約しております。

番号155
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須370番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 4,359㎡
外1筆、合計面積は10,423㎡
新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃貸借 全部で180,000円で契約しております。

番号156
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須272番地
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 6,599㎡
新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 大豆
期 間 5年
賃貸借 10a 当り4,000円で契約しております。

番号157
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字島田66番地
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 1,734㎡
外2筆、合計面積は10,706㎡
新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 畑
期 間 10年
賃貸借 10a 当り10,000円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第31号について審議に入ります。
議案第31号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第31号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第31号について、原案のとおり要望することに決定しました。

続きまして議案第32号、令和5年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査員設置要綱(案)について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第32号 令和5年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査員設置要綱(案)について説明いたします。10頁をご覧ください。

令和5年度も策定したもので、目的として、優良農地の確保と有効利用に向けた遊休農地の発生防止と解消、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進を図る観点から、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の実施にあたり、委員会に鱒ヶ沢町農地利用状況調査員を置くものであります。

内容は昨年同様に最適会員11名が担当します。

次に日程ですが、別紙1のとおり期間で実施予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは議案第32号について審議に入ります。

議案第32号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第32号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第32号について、原案どおり実施することに決定しました。

7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

これをもちまして令和5年第8回定例総会を閉会いたします。
その他として事務局から連絡事項をお願いします。

8. その他

- ・次回の総会は9月8日（金）午前10時に開催予定。

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。（午前10時20分）

会 長 工 藤 清

会議録署名者 佐 藤 松 子

” 木 村 暢 子